

福祉分野に農作業を

～ 支援制度などのご案内～



はじめに

近年、人口減少や高齢化が進行する中で、医療分野や福祉分野と連携した、食品分野や農業分野の取組が各地で盛んになっており、政府が定めた「『日本再興戦略』改訂2014－未来への挑戦－」(平成26年6月)や「農林水産業・地域の活力創造プラン」(平成26年6月改訂)においても、医療・福祉と食料・農業の連携促進による新たな市場の開拓や付加価値向上が位置付けられているところです。

福祉分野においても、今後、社会の高齢化・成熟化が進むにつれ、高齢者の方々の生きがいや介護予防、リハビリとして、農業の活用に対する注目がますます高まることが予想されます。また、障害者の自立や社会参加を支援し、地域の一員としてともに生きる社会を実現する上で、就労訓練や雇用の場として農業分野の可能性が改めて注目されています。

本パンフレットでは、主に障害者の農業分野での就労や、高齢者の健康・生きがいづくりへの農業の活用等を考えている方々を対象に、厚生労働省、農林水産省で活用可能な支援策等を取りまとめました。

皆様それぞれの状況に応じてご活用いただければ幸いです。

平成27年4月

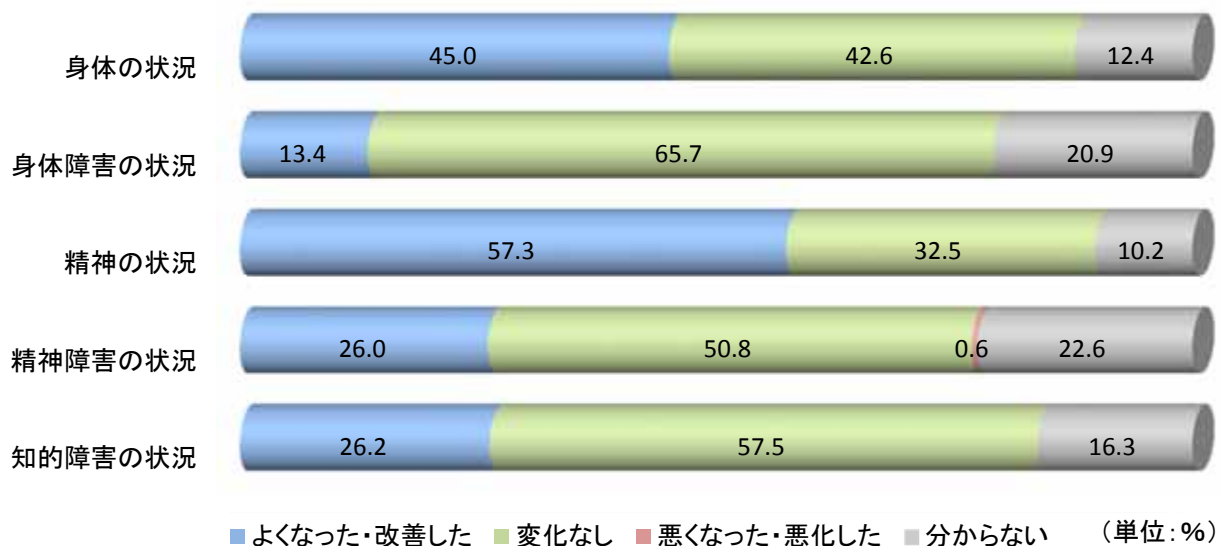
目次 | 福祉分野に農作業を～支援制度などのご案内～

| | |
|----------------------------------|----|
| はじめに | 1 |
| 目次 | 2 |
| 農と福祉の連携をめぐる情勢 | 3 |
| 事例紹介 | 5 |
| 農地の利用／農園の整備 | |
| Q1 農地を利用するには? | 7 |
| Q2 農地の利用に関する相談先は? | 9 |
| Q3 農作業の指導を受けるには? | 10 |
| Q4 農園整備等に関する支援策は? | 11 |
| コラム「まずは始められるところから」 | 14 |
| 障害者の雇用等 | |
| Q5 施設外就労(農作業受託)を始めるには? | 15 |
| Q6 障害者雇用に関する相談先は? | 17 |
| Q7 障害者を雇用する際のマニュアル等は? | 18 |
| Q8 障害者雇用等に関する支援策は? | 19 |
| Q9 福祉的就労に関する支援策は? | 21 |
| Q10 特例子会社とは? | 22 |
| 生活困窮者の自立支援 | |
| Q11 生活困窮者自立支援制度と農業分野との関係は? | 23 |
| 問い合わせ先 | 24 |

農と福祉の連携をめぐる情勢①

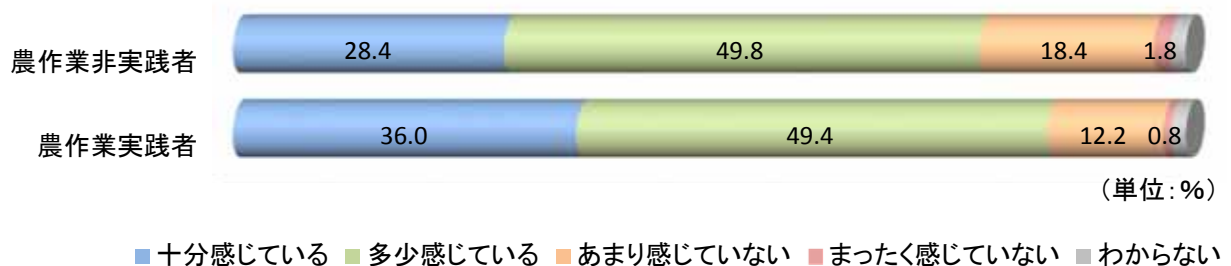
近年、福祉分野において、農業・園芸活動を通じて得られる心身のリハビリテーション効果や、共同作業による社会参加促進効果等が改めて評価されています。

○農業活動の効果について、障害者就労支援事業所を対象としたアンケート調査を実施した結果、45.0%が身体が、57.3%が精神の状況がよくなった・改善したと回答しています。



出典:「農と福祉の連携についての調査研究報告」(特定非営利法人日本セルフセンター)
注:障害者就労支援事業所を対象としたアンケート調査(平成25年度実施 回収数:832)

○市民農園等での農作業の効果について、高齢者を対象にアンケート調査を実施した結果、農作業をしている者は農作業をしていない者に比べ、生きがい(喜びや楽しみ)を感じている人が多いという結果が得られました。



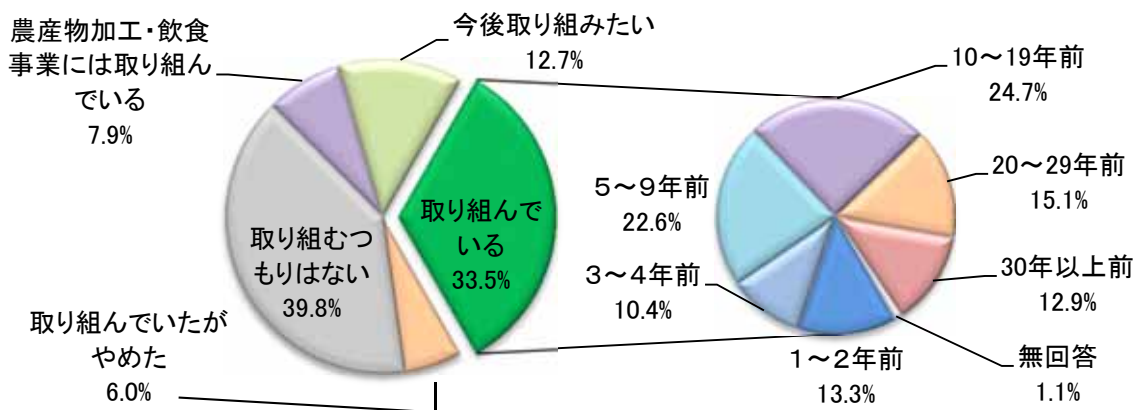
出典:「農作業と健康についてのエビデンス把握手法等調査報告書」(平成24年度農林水産省委託調査)
注:全国の60~69歳の男女を対象。回収数:農作業実践者500人、非実践者500人。

農と福祉の連携をめぐる情勢②

農業は、障害の程度に応じた作業が可能であること、一般就労に向けた体力・精神面での訓練が可能であることから、障害者の就労訓練・雇用の場として、農作業を取り入れる福祉施設が増加しています。

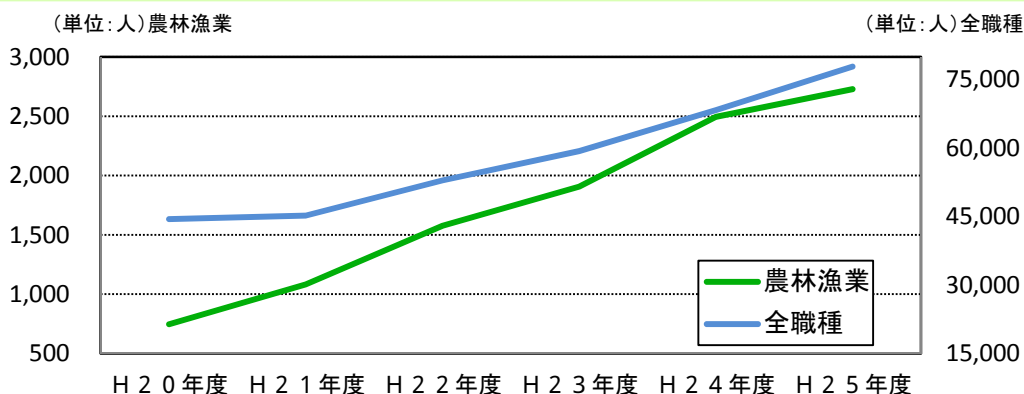
農村地域の過疎化や農業従事者の高齢化が進行する中、農業分野においても、障害者の雇用の促進、就労の支援を図ることは重要な課題です。

○アンケート調査の結果によると、現在、障害者就労支援事業所のうち、33.5%が農業活動に取り組んでおり、その23.7%が過去5年以内に農業活動への取組を始めています。



出典：「農と福祉の連携についての調査研究報告」（特定非営利法人日本セルフセンター）
注：障害者就労支援事業所を対象としたアンケート調査（平成25年度実施 回収数：832）

○ハローワークを通じた農林漁業の職業への障害者の就職件数は2,728件（平成25年度）。この5年間で265%増と、全体平均（75%増）を上回って伸びています。



出典：厚生労働省「ハローワークにおける障害者の職業紹介状況」

事例紹介① 農業を通じた生きがいづくり (高松第三行政区ふるさと地域協議会(岩手県花巻市))



- 岩手県花巻市の高松第三行政区では、在宅高齢者を支える生活支援サービス等の事業主体が少なく、今後、自助・互助による地域自らの取組が重要になってくるものと認識。一方で、高齢化による離農や、耕作放棄地の増加が懸念されているところであり、こうした状況の中で、「福祉と農業の連携」による地域づくりモデルを計画。
- 高齢者生きがい活動促進事業を花巻市から受託し、
 - ・空き農地を活かし、高齢者等のボランティアが主体となって活動する「高齢者いきいき農園」を創設し、サービスを必要とする高齢者と共に運営するとともに、
 - ・農園で収穫した農産物について、近隣の介護事業所への提供や、農産物を加工した食品を高齢者の配食サービス等へ利用するなどの活動を実施。

事例紹介② 農業を通じた障害者の就労参画 (株)九神ファームめむろ(北海道芽室町)



- 町の委託を受けた民間企業が取組全体をコーディネート。農産物生産・一次加工から、連携企業による総菜加工・販売まで、チェーンの各段階で障害者が就労。
- 就労継続支援A型事業所「九神ファームめむろ」が、障害者を雇用し、3haの農地で馬鈴薯、カボチャ、小豆を生産。農業技術については、高齢でリタイアした農業者4人をサポーターとして雇用。
- レストラン跡を利用した加工施設において農産物を1次加工。農業だけでなく、1次加工まで行うことにより周年の作業を確保し、最低賃金以上の賃金を実現。
- 連携企業が農産物1次加工品を安定的に購入し、惣菜等に加工して販売。

事例紹介③ 特例子会社による農業を通じた障害者雇用 (ハートランド(株)(大阪府泉南市))



- 株式会社が障害者雇用促進を目的とした特例子会社を設立することにより、障害者が主役となった農業ビジネスモデルを確立。
- 約3千m²のハウスにおいてサラダほうれん草などの葉菜類を水耕栽培することにより、周年で安定した作業を確保し、障害者8名を雇用。
- 更に、施設外就労の場として、地域の他の福祉施設から年間延べ約5千人の障害者を受入。
- 食品スーパーを中心に積極的に販路を拡大するのみならず、サラダほうれん草を使用したレトルトスープの商品開発等、高付加価値商品の加工・販売にも取組。

事例紹介④ 農業を通じた生活困窮者の自立支援 (NPO法人農スクール(神奈川県藤沢市))



- 無農薬での農産物生産、農産物やその加工品のネット販売、体験農園の運営等に加え、生活困窮者等の就農支援を実施。
- ホームレス等の生活困窮者に加え、ひきこもりやニートに対して農作業研修を行い、その適性に応じて、農業法人への就農をあっせんする取組を実施。
- 野菜栽培を通じて、栽培技術のみならず、忍耐力、コミュニケーション力等を習得するほか、達成感や自信を身につけることにより、労働意欲の回復を目指すトレーニング・プログラムを提供。
- これまで5人の研修者に就農をあっせんしたほか、10人は農業以外に就職。

Q
1

農作業のため農地を利用したい場合、どのようにすればよいでしょうか？

A

農作業のための農地を利用するには、大きく分けて

- ①利用料を払って農地を利用する
 - ②農地の所有者から借り受ける又は購入する
- 2つの方式があります。

①利用料を支払って農地を利用する

体験農園 などに利用料を支払って農作業をする形態です。気軽に農作業にチャレンジするのに適しています。

利用料金や農作物の扱い、サービスについては、それぞれの農園によって異なりますので、利用を検討している農園にお問い合わせください。



障害者施設、介護施設



体験農園など

体験農園とは、利用者が開設者に利用料金を支払って農作業を体験する農園のことで、ふれあい農園、レジャー農園、観光農園などとも呼ばれています。



②農地の所有者から賃貸借契約を結んで借り入れる、又は購入して所有する

農地の所有者から賃貸借契約を結び、利用主体自らが、農地を借り受けて農作物の生産を行う形態です。収穫物の販売等の自由度が増しますが、利用主体が農作物の日常の世話を自ら行うなど、農地を適切に管理していただく必要があります。また、契約に先立ち、農業委員会 の許可が必要です。

農業委員会とは、農地法に基づく農地の売買・貸借の許可、農地転用案件への意見具申などを中心に農地に関する事務を執行する行政委員会として、各市町村に設置されており、農業者の代表などからなる農業委員の話し合いで運営されています。



障害者施設、介護施設



農地の所有者

利用主体による農地の所有については、非営利の福祉活動目的であれば可能な場合 もありますので、必要な要件や具体的な手続きについては、農地がある市町村の農業委員会にお問い合わせください。

社会福祉法人等が農業利用目的で農地の権利を取得する場合の特例

法人が農地を農業利用目的で取得する場合には、原則として、農業生産法人の要件や一定規模以上の農業経営を行う等の要件を満たす必要があります。

ただし、社会福祉法人やNPO法人等の非営利法人が、社会福祉事業の運営に必要な農園として利用するために農地を取得する場合には、例外的に上記の要件にかかわらず農業委員会の許可を受けることができます(農地法施行令第6条第1項第1号ハ)。

問い合わせ先 市町村、農業委員会、利用を考えている農園

Q
2

福祉目的で利用可能な農地はどのようにすれば
見つけられますか？

A
1

体験農園などの利用をお考えの場合、既に開設され
ている農園の情報などについて、お住まいの市町村
の農業担当係にご相談ください。

A
2

農地の賃貸借や所有をお考えの場合、農業委員会
の許可が必要となりますので、農地がある市町村の
農業委員会や農業担当係にご相談ください。

相談に際しては、事前に以下のようなことを整理しておくといいで
しょう。

(例)

- ・どの程度農作業を行うのか？(年に数回だけ、週に数日など)
- ・どのようなサービスを希望するのか？(農地だけ、栽培指導も必要など)
- ・どの地域を希望するのか？(農地までの移動距離や環境など)
- ・駐車場や更衣室は必要なのか？



(参考情報)

農林水産省「市民農園をはじめませんか」

http://www.maff.go.jp/j/nousin/nougyou/simin_noen/index.html



農地情報提供システム(全国農業会議所)

<http://agri.nca.or.jp/>



問い合わせ先 市町村、農業委員会

Q

3

農作業の指導をお願いしたいのですが、誰に頼めばよいですか？

A

近隣の農業経験者に依頼するか、市町村の農業担当係や都道府県の普及指導センターにお尋ねください。

農地の所有者や農業に関する知識・技術・経験が豊富な農村高齢者など、近隣の農業経験者に依頼するか、市町村の農業担当部局や、農業の専門技術者が配属されている都道府県の普及指導センターにお尋ねください。

なお、体験農園などを利用する場合は、開設者自らが利用者に対して講習会を開催したり、農作業の指導に当たることが一般的です。

相談に際しては、事前に以下のようなことを整理しておくといでしょう。

(例)

- ・どの程度農作業を行うのか？(年に数回だけ、週に数日など)
- ・どのような方を対象とした指導なのか？(障害の種類や人数など)
- ・どこで農作業を実施するのか？(体験農園や福祉施設)
- ・日常の管理はどこまで行うことが可能か？

都道府県の普及指導センターについては、以下の全国農業改良普及支援協会のホームページをご覧ください。

都道府県別普及指導センター

<http://www.jadea.org/link/center.html>

(参考情報)

農作業中の熱中症予防や農作業事故の防止など、安全対策について、注意すべきことを以下のホームページにまとめていますので、ご参照ください。

農林水産省「農作業安全対策」

http://www.maff.go.jp/j/seisan/sien/sizai/s_kikaika/anzen/index.html



問い合わせ先 都道府県、市町村等

Q
4

福祉目的で農園を整備する場合に、利用可能な支援策はありますか？

A
1

高齢者の生きがいづくりや介護予防、障害者の就労訓練や雇用等を目的とした農園の整備に要する経費の一部を支援することができます。

福祉目的での農園の整備に以下の事業が活用可能です。農園の開設・整備、農業専門家の派遣、研修会の開催等に加え、農機具の洗い場、トイレ、駐車場、資材置場等の付帯施設の設置も助成対象となります。

| 対策名 | 内容 | 補助率 | 実施主体 |
|------------------|--|--|-----------------------|
| 都市農村共生・対流総合対策交付金 | 農山漁村の持つ豊かな自然や「食」を観光、教育、健康等に活用する地域の手作り活動を総合的に支援 | ソフト事業 定額 (1地区当たり上限800万円) ハード事業 1/2等 (1地区当たり上限概ね2000万円) | 地域協議会、農業法人、NPO 等 |
| 都市農業機能発揮対策事業 | 都市農業の新たな取組である福祉農園について、先進事例の創出等を推進 | ソフト事業 定額 (1地区当たり上限150万円) ハード事業 1/2以内 (1地区当たり上限概ね1000万円) | 民間団体、NPO、市町村、社会福祉法人 等 |



高齢者生きがい農園



障害者の雇用を目的とした農業施設



洗い場



トイレ



駐車場



資材置場

詳しくは以下の農林水産省ホームページをご覧ください。

都市農村共生・対流総合対策交付金

http://www.maff.go.jp/j/nousin/kouryu/toshi_noson/index.html



都市農業の振興(都市農業機能発揮対策事業)

http://www.maff.go.jp/j/nousin/kouryu/tosi_nougyo/



この他、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金の利用が可能な場合もありますので、お問い合わせください(市町村が策定する活性化計画に位置付けられることが必要となります)。

問い合わせ先 農林水産省 農村振興局 都市農村交流課

A
2

なお、荒廃した耕作放棄地を再生し、再生後の農地を農業体験施設(市民農園等)として整備する場合の経費も一部支援することができます。

荒廃した耕作放棄地の再生利用に以下の事業が活用可能です。

| 対策名 | 内容 | 補助率 | 実施主体 |
|------------------|------------------------|------|-------------------------|
| 耕作放棄地再生利用緊急対策交付金 | 農業体験施設(市民農園等)の整備に対する支援 | 1/2等 | 地域協議会、法人(NPO、社会福祉法人など)等 |



荒廃農地



再生作業



作物の作付け

詳しくは以下の農林水産省ホームページをご覧ください。

耕作放棄地対策の推進

<http://www.maff.go.jp/j/nousin/tikei/houkiti/index.html>



問い合わせ先 農林水産省 農村振興局 計画課

A

3

また、高齢者が、有償ボランティア活動等による一定の収入を得ながら、自らの生きがいや健康づくりと同時に介護予防や生活支援のサービス基盤ともなるモデル的な活動について、その立ち上げ費用を支援することもできます。

なお、当該事業を実施するにあたり、別途活動拠点の整備が必要な場合には、その経費の一部も支援できます。

高齢者が生産した農産物を用いて行う配食サービス活動等、高齢者による有償ボランティア活動(見守り、地域のニーズに応じた活動)の立ち上げに以下の事業が活用可能です。

| 対策名 | 内容 | 補助率 | 実施主体 |
|---------------|--|-----------------|------|
| 高齢者生きがい活動促進事業 | 高齢者の生きがいや健康づくりにもつながり、同時に介護予防や生活支援のサービス基盤となる高齢者による有償ボランティアに関するモデル的な活動の立ち上げを支援 | 1か所あたり 100万円 | 市町村 |

問い合わせ先 厚生労働省 老健局 振興課

高齢者の生きがい活動や地域に貢献するNPO等の活動拠点の整備に以下の事業が活用可能です。

| 対策名 | 内容 | 補助率 | 実施主体 |
|---|---|--|------|
| 地域支え合いセンター整備事業 (地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金) | 高齢者の生きがい活動や地域貢献等を目的としたNPO法人などの非営利組織の活動拠点となる「地域支え合いセンター」のモデル的な整備をするために交付金を交付 | 〈創設〉 1か所あたり 3,000万円 〈改修〉 1か所あたり 650万円 | 市町村 |

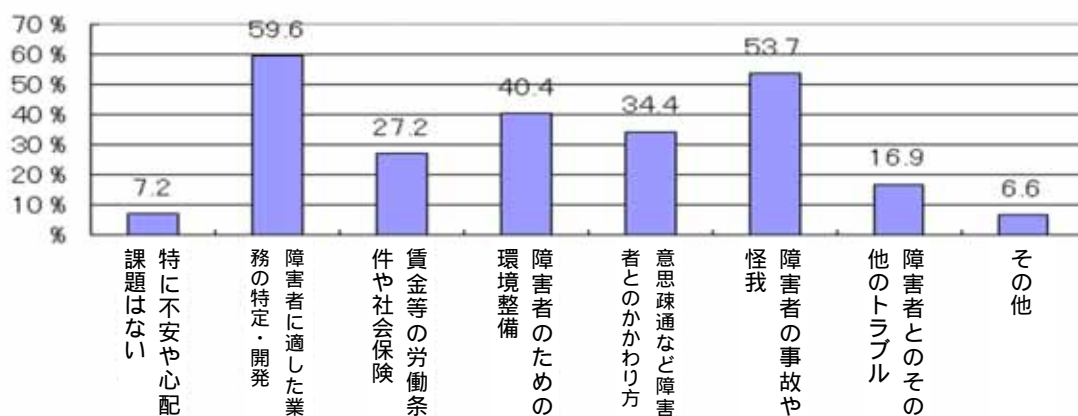
問い合わせ先 厚生労働省 老健局 高齢者支援課

伸びる農業分野における障害者雇用

民間企業で働く全国の障害者の割合(実雇用率)は、1.82%(平成26年6月1日現在)です。このうち、農、林、漁業分野は2.15%と全体平均を上回るとともに、ハローワークを通じた農林漁業の職業への就職件数は、この5年間で265%増と、全体平均(75%)を上回って伸びています。(P4)

その一方で、農業法人と対象としたアンケート調査の結果によれば、障害者の雇用に対し、障害者に適した業務の特定や開発、障害者の事故や怪我、障害者のための環境整備等の不安や心配もみられます。

障害者を雇用する際の不安や心配



資料: 農業法人等における障害者雇用に関するアンケート結果
 ((独)農業・食品産業技術総合研究機構 農村工学研究所調べ平成21年3月現在。回答456法人))

まずは見学や体験から

障害者の雇用は、貴重な戦力となるだけでなく、経験や勘に頼っていた技術を障害者でもできるように見直すことで作業工程などが整理され、これが経営改善につながった例もあります。

しかし、いきなり障害者と農作業を始めても、直ちには受け入れ側が求めるような出来映えにならないこともしばしばですので、まずはお互いを知るために、たとえば、お近くの障害者就労施設を見学したり、障害者就労施設から農作業の体験や見学に来てもらうことから始めると良いでしょう。

お互いのことを理解して良い関係を作っていくためには、始められることから始め、農家や農業法人、障害者本人、障害者を支援する機関等の関係者と協力体制を構築しながら、時間をかけて取り組むことが大切です。

施設外就労や共同での委託など

農家や農業法人の方から、よく、「障害者に来てもらおうと思っても一年を通じて仕事がない」、「忙しい時期や時間が決まっている」という声を聞きます。そのような場合には、季節毎に委託契約を結ぶこともできる施設外就労(15~16ページ参照)や、複数の農家や農業法人が共同で障害者施設に作業を委託する方法なども検討すると良いでしょう。

Q
5

農作業に取り組むにあたって、農地を借り受けたり、購入することに不安を感じるのですが、他に方法はないでしょうか？

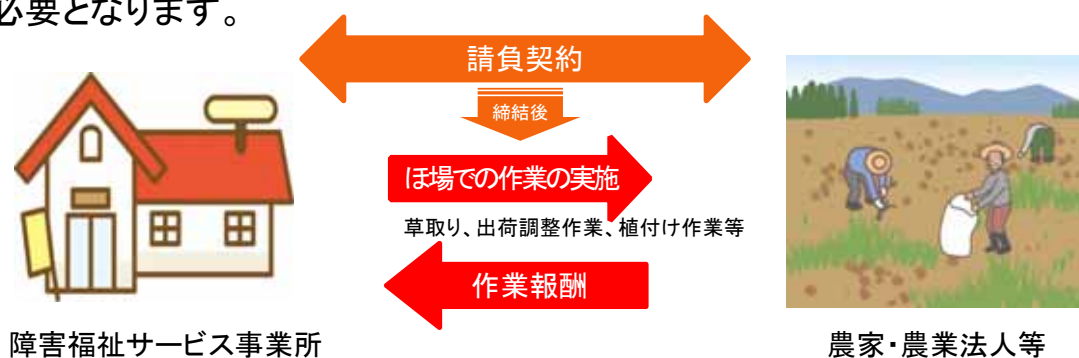
A

障害者施設が農作業を農業者から受託する、「施設外就労」という方法であれば、比較的容易に農作業に取り組むことができます。

施設外就労とは、障害福祉サービス事業所が、農業者と請負作業に関する契約を締結した上で、一部の作業を障害福祉サービス事業所が受託するものです。請負契約に基づく報酬を、農業者から障害福祉サービス事業所に支払うこととなります。

障害者に支援スタッフが同行して、請け負った作業を独立して行うことから、障害者への作業指示等は支援スタッフが行うこととなりますので、事前に支援スタッフに作業内容を理解してもらう必要があります。

なお、農業者が所有する機械類を作業に使用する場合には、使用貸借契約の締結も必要となります。



施設外就労を始めるには、地域の障害福祉サービス事業所と農家・農業法人等が直接調整する方法のほか、農家・農業法人等が市町村の障害福祉担当者に障害福祉サービス事業所を紹介してもらう方法、地域の共同受注窓口と「どのようなことを依頼できるのか?」、「どのような準備が必要なのか?」などを相談しながら進める方法などがあります。

共同受注窓口とは、複数の障害福祉サービス事業所等が共同して受注等に取り組み、受注業務のあっせんまたは仲介等を行う組織です。地域の共同受注窓口については、都道府県や日本セルフセンターにお問い合わせください。

農業分野における施設外就労によって、

○受託作業の減少、自主製品の販売不振、収益の減少、作業賃金の低下、単調な室内作業に陥りがち、といった障害者施設の課題

○高齢化による労働力不足といった農家・農業法人等の課題

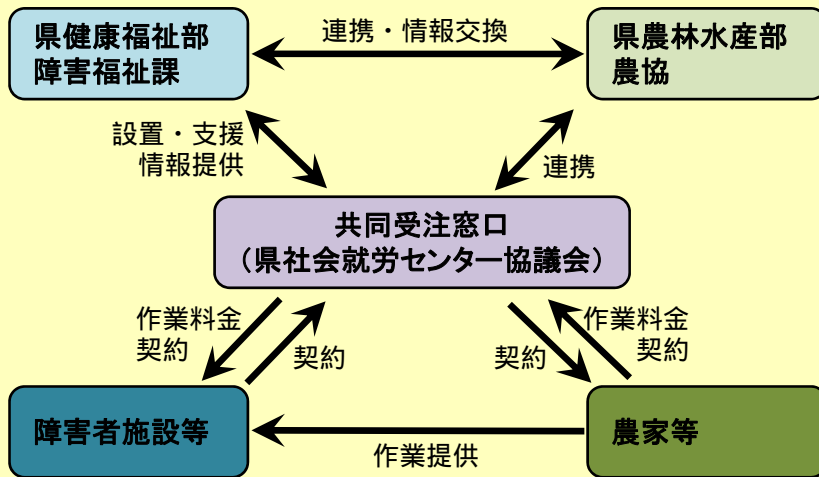
の双方を改善することが可能です。

自治体や共同受注窓口と協力しながら地域で施設外就労を進めた事例を以下に紹介します。

■香川県の事例

○県障害福祉課が、障害者就労施設の工賃向上のために、県農林水産部やJAと連携して、農家での施設外就労を推奨。

○県社会就労センター協議会が窓口となり、農家と障害者就労施設等をマッチング。

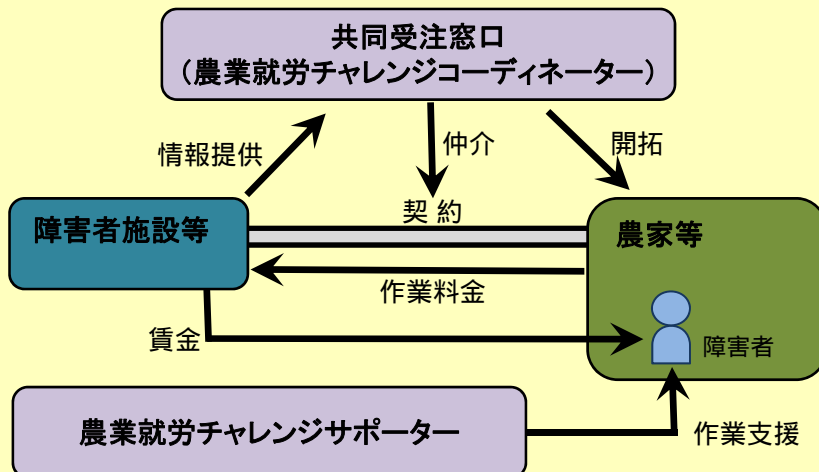


にんにくやタマネギの収穫

■長野県の事例

○県事業により、登録制の農業就労チャレンジコーディネーターが、農家等の開拓、施設との仲介等の活動を実施。

○施設外就労が実現した場合、農業就労チャレンジサポーターを派遣し作業支援。



派遣先で農作業支援を行う
農業就労チャレンジサポーター

Q
6

障害者雇用は初めてですが、どこに相談に行けばよいですか？

A

障害者雇用に関するご相談につきましては、まずは最寄りのハローワークへご相談ください。

ハローワークでは、障害者を対象とした求人の申込みを受け付けているほか、障害者に対しては、職業相談・紹介、就職後の定着指導を行っています。

また、障害者を雇用する事業主や雇用しようとしている事業主に、雇用管理上の配慮などについての助言や、必要に応じて他の専門機関の紹介、各種助成金の案内を行っています。

詳しくは以下の厚生労働省ホームページをご覧ください。

全国のアローワーク一覧

<http://www.mhlw.go.jp/kyujin/hwmap.html>



なお、(独)高齡・障害・求職者雇用支援機構のホームページにて、障害者雇用に関先駆的に取り組んでいる事業所の好事例や、障害者雇用に関するノウハウや具体的な雇用事例を業種別・障害別にまとめた「雇用マニュアル」などを紹介しています。

詳しくは以下の(独)高齡・障害・求職者雇用支援機構ホームページをご覧ください。

障害者雇用事例リファレンスサービス

<http://www.ref.jeed.or.jp/>



各種マニュアル

<http://www.jeed.or.jp/disability/data/#sec02>



Q

7

障害者を雇用(受入れ)したい場合に、参考となるマニュアルなどがありますか？

A

「農業分野における障害者就労マニュアル」や「はじめからわかる障害者雇用事業主のためのQ&A集」がありますので、参考にしてください。



■ 主な内容

- 就労受入れまでの流れ
農作業による訓練・研修／試行雇用／特例子会社による障害者雇用
- 受入れ・訓練事例
- 支援方法
ルールの明示／障害特性の把握と情報の共有／作業工程の分割・組み立て／言葉によらない指示／職場の環境整備／作業器具の工夫

詳しくは以下の農林水産省ホームページをご覧ください。

農業分野における障害者就労マニュアル

<http://www.maff.go.jp/j/keiei/kourei/syougai/pdf/2008.pdf>



問い合わせ先

農林水産省 経営局 就農・女性課
(独)農業・食品産業技術総合研究機構 農村工学研究所



■ 主な内容

- 障害者雇用 ○障害者雇用率制度
- 障害者雇用納付金制度 ○障害者の範囲
- 障害者雇用の進め方 ○経営者の理解
- 受入部署の理解 ○社内コンセンサス形成
- 施設・整備の改善 ○障害特性に応じた職場改善
- 募集活動

詳しくは以下の(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構ホームページをご覧ください。

はじめからわかる障害者雇用 事業主のためのQ&A集

<http://www.jeed.or.jp/disability/data/handbook/qa.html>



問い合わせ先

厚生労働省 職業安定局 障害者雇用対策課
(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構

Q
8

障害者を雇用した場合に、活用できる支援策などがありますか？

A
1

障害者の雇用を促進するために、障害者が働きやすい職場環境の整備等に対する支援制度などがあります。

○障害者雇用納付金制度に基づく各種助成金

障害者が働きやすい職場環境の整備などを実施した事業主に対して、その費用の一部の助成を行う各種助成金があります。

(主な助成金)

○障害者作業施設設置等助成金

障害者が作業を容易に行うことができるよう配慮された作業施設等の設置等※を行った事業主に支給(例:障害者1人につき上限450万円等)

※車いす使用者の動線を考慮し、通常より広い作業面積を有する作業所、聴覚障害者が作業過程を判断できるような色別パトライトを設置した設備等。

上記以外にも各種助成金がありますが、助成を受けるには一定の要件を満たす必要があります。詳しくは以下の(独)高齡・障害・求職者雇用支援機構ホームページをご覧ください。



障害者雇用納付金制度に基づく各種助成金の内容

<http://www.jeed.or.jp/disability/employer/subsidy/sub01.html>



問い合わせ先

(独)高齡・障害・求職者雇用支援機構

○都市農村共生・対流総合対策交付金／都市農業機能発揮対策事業(再掲)

Q4 A1 (11～12ページ)で紹介したとおり、都市農村共生・対流総合対策交付金、都市農業機能発揮対策事業により、障害者の雇用を目的とした農園の整備に要する経費の一部が支援可能です。詳細は11～12ページをご覧ください。

問い合わせ先

農林水産省 農村振興局 都市農村交流課

A
2

また、障害者を雇用した事業主に対する支援や、雇入れ後の障害者の職場定着に関する支援などがあります。

○農の雇用事業

農業法人等が、障害者を含む就農希望者を雇用した後の、農業技術等を習得させるための実践的な研修(OJT研修)を行う場合に対して、1名当たり年間最大120万円(最長2年間)を支援しています。

詳しくは以下の農林水産省ホームページをご覧ください。

農の雇用事業

http://www.maff.go.jp/j/new_farmer/nouno_koyou.html



問い合わせ先

農林水産省 経営局 就農・女性課

○障害者を雇い入れた場合などの各種助成

― 特定求職者雇用開発助成金、発達障害者・難治性疾患患者雇用開発助成金
ハローワーク等の紹介により障害者等を雇用した事業主に対し助成金
(例: 中小企業が雇用した場合、最大240万円など)を支給します。

― 障害者試行雇用(トライアル)奨励金

障害者を試行雇用として雇用した事業主に対して助成金を支給します。

上記以外にも各種助成金がありますが、助成を受けるには一定の要件を満たす必要があります。詳しくは以下の厚生労働省ホームページをご覧ください。

障害者を雇い入れた場合などの助成

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyou/shougaisha/intro-joseikin.html>



問い合わせ先

都道府県労働局/ハローワーク

○雇入れ後のジョブコーチ支援

雇入れ後、障害者の職場適応を容易にするため、地域障害者職業センターから職場にジョブコーチを派遣し、助言・支援しています。

問い合わせ先

(独)高齡・障害・求職者雇用支援機構

Q
9

農業を活用した障害福祉サービスを提供する場合に、活用できる支援策などがありますか？

A

社会福祉法人等が整備する施設整備に要する費用の一部を支援することができます。

○社会福祉施設等施設整備費補助金

社会福祉法人やNPO法人等が福祉的就労を行う場合、障害福祉サービス事業所等の施設整備の経費の一部を支援することができます。

(負担割合:国1/2、都道府県・指定都市・中核市1/4、設置者1/4)

(参考情報)

障害者就労の現状や支援施策を以下のホームページにまとめていますので、ご参照ください。

障害者の就労支援対策の状況

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/shougaihoken/service/shurou.html>



問い合わせ先 厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部 障害福祉課

○都市農村共生・対流総合対策交付金／都市農業機能発揮対策事業(再掲)

Q4 A1 (11～12ページ)で紹介したとおり、都市農村共生・対流総合対策交付金、都市農業機能発揮対策事業により、障害者の就労などを目的とした農園の整備に要する経費の一部が支援可能です。詳細は11～12ページをご覧ください。

問い合わせ先 農林水産省 農村振興局 都市農村交流課

(参考情報)

社会福祉法人が農業法人を設立し農業等に取り組むケースもあります。制度や支援策を以下のホームページにまとめていますので、ご参照ください。

農業法人について

http://www.maff.go.jp/j/kobetu_ninaite/n_seido/seido_houzin.html

農業経営体向け支援活用ガイド

http://www.maff.go.jp/j/kobetu_ninaite/n_pamph/h24_guide_top.html



Q

10

特例子会社とはどのようなものですか？

A

特例子会社とは、企業が障害者の雇用機会を確保する目的で設立する子会社です。
農業活動を行う特例子会社も設立されています。

特例子会社とは、企業が障害者の雇用を促進する目的で作る子会社のことです。

障害者の雇用の促進等に関する法律により、事業主は、雇用する労働者の2.0%以上の障害者を雇用するよう義務付けられていますが、事業主が障害者の雇用に特別の配慮をした子会社を設立し、一定の要件を満たす場合には、特例としてその子会社に雇用されている労働者を親会社に雇用されているものとみなして雇用率を算定することができます。これを特例子会社制度といいます。

平成26年5月末現在で391社の特例子会社が設置されており、そのうち、6ページで紹介したハートランド(株)など、少なくとも25社が農業活動を行っていることが確認されています。

特例子会社の設置数は年々増加を続けており、今後も特例子会社は増加するものと予想されています。障害者が行える工業分野の下請け作業が減少する中で、障害の特性に応じた作業が可能である農業分野への進出が期待されます。



(参考情報)

農林水産政策研究所が行った、特例子会社等の農業分野への進出に関する調査研究の概要を以下のホームページにまとめていますので、ご参照ください。

農林水産省「社会福祉法人・特例子会社等の農業分野への進出の現状と課題」
<http://www.maff.go.jp/primaff/kenkyu/Syogaisya/genjotokadai.html>



Q

11

生活困窮者の自立支援制度が始まりますが、農業分野とはどのような連携がありますか？

A

農業分野の事業所におかれては、自治体や委託先事業所とご相談の上、一般就労及び就労訓練事業並びに就労体験として生活困窮者を受け入れていただく等の連携が考えられます。

生活困窮者自立支援法が平成27年4月から施行されます。

この法律は、全国の福祉事務所設置自治体が実施主体となって、官民協働による地域の支援体制を構築し、複合的な課題を抱える生活困窮者に対して、就労支援を含む包括的な支援を提供し、働く場の開拓なども行っていきます。

障害者の就労で実績のある農業分野においても、生活困窮者に対する就労支援の受け皿となることなどが期待されています。

まずは、官民協働で、地域におけるネットワーク体制の構築にご協力ください。

就労訓練事業の支援のイメージ

支援のイメージ

自立相談支援機関による課題の評価・分析(アセスメント)、
行政による支援決定

就労訓練事業

一般就労

支援付雇用型

非雇用型

- 訓練計画に基づく就労訓練
- 事業主の指揮監督を受けない軽作業等
- 就労支援担当者による就労支援・指導等

- 雇用契約に基づく就労
- 比較的軽易な作業を想定
- 就労支援担当者による就労支援・指導等
- 就労条件における一定の配慮(労働時間、欠勤について柔軟な対応)

- 雇用契約に基づく就労
- 必要に応じ、自立相談支援機関等がフォローアップを実施

(課題の評価・分析(アセスメント)は約6ヶ月ごとに実施)

問い合わせ先

厚生労働省 社会・援護局 地域福祉課 生活困窮者自立支援室

問い合わせ先一覧

農業分野における障害者就労の促進ネットワーク(協議会)

- 農業分野における障害者就労を促進するため、行政、福祉、農業等の関係者で構成するネットワーク(協議会)を、地方農政局等の単位で設立しています。
- 全国で展開する優良事例の紹介や、関係者が集うセミナーの開催等を行っていますので、気軽にお問い合わせください。

農業分野における障害者の就労促進

(全体のお問い合わせ)

<http://www.maff.go.jp/j/keiei/kourei/senior/index.html>

事務局: 農林水産省 経営局 就農・女性課 女性・高齢者活動推進室 TEL: 03-3502-6600

北海道地域の農業分野における障がい者就労促進ネットワーク

(対象地域: 北海道)

<http://www.maff.go.jp/hokkaido/kikaku/syougai/network.html>

事務局: 北海道農政事務所企画調整室 TEL: 011-642-5461(内線342,344)

東北地域の農業分野における障害者就労促進ネットワーク

(対象地域: 青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県)

<http://www.maff.go.jp/tohoku/keiei/syurou/index.html>

事務局: 東北農政局経営・事業支援部経営支援課 TEL: 022-263-1111(内線4434,4436)

関東ブロック障害者就農促進協議会

(対象地域: 茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、静岡県)

<http://www.maff.go.jp/kanto/keiei/keiei/shougai/indxt.html>

事務局: 関東農政局経営・事業支援部経営支援課 TEL: 048-600-0600(内線3834,3836)

北陸障害者就農促進ネットワーク

(対象地域: 新潟県、富山県、石川県、福井県)

<http://www.maff.go.jp/hokuriku/keiei/challenge.html>

事務局: 北陸農政局経営・事業支援部経営支援課 TEL: 076-263-2161(内線3982,3984)

東海地域の農業分野における障害者就労促進ネットワーク

(対象地域: 岐阜県、愛知県、三重県)

<http://www.maff.go.jp/tokai/keiei/sien/shougaisha.html>

事務局: 東海農政局経営・事業支援部経営支援課 TEL: 052-201-7271(内線2353,2355)

近畿ブロック「農業と福祉の連携による就労・雇用促進ネットワーク」

(対象地域: 滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県)

<http://www.maff.go.jp/kinki/keiei/sien/nouhuku/nouhuku.html>

事務局: 近畿農政局経営・事業支援部経営支援課 TEL: 075-451-9161(内線2792,2793)

中国四国農業の障がい者雇用促進情報ネットワーク

(対象地域: 鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県)

<http://www.maff.go.jp/chushi/keiei/fukusi/index.html>

事務局: 中国四国農政局経営・事業支援部経営支援課 TEL: 086-224-4511(内線2472,2475)

九州農政局農業分野での障がい者就労・雇用促進ネットワーク

(対象地域: 福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県)

<http://www.maff.go.jp/kyusyu/keiei/sien/syougaisya/index.html>

事務局: 九州農政局経営・事業支援部経営支援課 TEL: 096-211-9111(内線4541,4544)

沖縄地域農業の障害者就労・雇用促進ネットワーク

(対象地域: 沖縄県)

<http://www.ogb.go.jp/nousui/keiei/009569.html>

事務局: 沖縄総合事務局農林水産部経営課 TEL: 098-866-0031(内線83285,83287)

個別の事業等については、各ページにある問い合わせ先の他、以下にお問い合わせください。

都市農村共生・対流総合対策交付金／都市農業機能発揮対策事業

農林水産省 農村振興局 都市農村交流課 TEL:03-3502-8111(内線5451,5447)
(対象地域:北海道) (全般のお問い合わせ)

東北農政局 農村計画部 農村振興課 TEL:022-263-1111(内線4444,4445)
(対象地域:青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県)

関東農政局 農村計画部 農村振興課 TEL:048-600-0600(内線3462,3405)
(対象地域:茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、静岡県)

北陸農政局 農村計画部 農村振興課 TEL:076-263-2161(内線3412,3423,3419)
(対象地域:新潟県、富山県、石川県、福井県)

東海農政局 農村計画部 農村振興課 TEL:052-201-7271(内線2514,2519)
(対象地域:岐阜県、愛知県、三重県)

近畿農政局 農村計画部 農村振興課 TEL:075-451-9161(内線2415)
(対象地域:滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県)

中国四国農政局 農村計画部 農村振興課 TEL:086-224-4511(内線2541,2525)
(対象地域:鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県)

九州農政局 農村計画部 農村振興課 TEL:096-211-9111(内線4615,4628)
(対象地域:福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県)

沖縄総合事務局 農林水産部 経営課 TEL:098-866-0031(内線83290,83293)
(対象地域:沖縄県)

高齢者生きがい活動促進事業

厚生労働省 老健局 振興課 TEL:03-3595-2889
(地域支え合いセンター整備事業については老健局高齢者支援課 TEL:03-3595-2888)

障害者の雇用等

障害者の雇用については最寄りの都道府県労働局又はハローワークに、障害者福祉施設については最寄りの都道府県障害福祉担当部署にお問い合わせください。

都道府県労働局一覧

<http://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/index.html>



全国ハローワーク一覧

<http://www.mhlw.go.jp/kyujin/hwmap.html>



生活困窮者の自立支援

厚生労働省 社会・援護局 地域福祉課 生活困窮者自立支援室 TEL:03-3595-2615